「置賜地域の酒蔵１７蔵の酒瓶の展示」企画・制作委託業務基本仕様書

１　委託業務の名称

「置賜地域の酒蔵１７蔵の酒瓶の展示」企画・制作委託業務

２　委託業務の期間

契約締結の日から平成２９年１１月１５日（水）まで

３　委託業務の目的

ＧＩ「山形清酒」指定を契機として、置賜地域の酒蔵１７蔵を紹介し、置賜地域の有益な観光資源である地酒をＰＲし観光誘客を促進することを目的とする。

４　委託業務の概要

（１）概要

置賜地域の酒蔵１７蔵の酒瓶を展示するディスプレイの企画、制作及びＪＲ米沢駅への設置。

（２）設置場所

ＪＲ米沢駅西口 改札正面の出入り口のガラス面

５　委託業務の内容

（１）ディスプレイの企画・制作

①　サイズ及び設置数

・サイズ：横幅１ｍ～１．５ｍ、奥行き１ｍまで、高さ２ｍまで

・設置数：１つ

②　構成イメージ及び留意点

ア　ＧＩ「山形清酒」をアピールすること。

イ　置賜の地酒ファンの増加と置賜地域への観光誘客を促進する効果的なディスプレイとなっており、目にした者に強い印象を与えること。

ウ　置賜地域の地酒に関するＰＲ文章や酒蔵１７蔵の紹介文書を掲載すること。

エ　展示する酒瓶は置賜地域の酒蔵１７蔵の四合瓶とし、全てを展示すること。
　なお、酒瓶の配置順は当実行委員会の指示に従うこと。

オ　酒瓶の配置及び各酒蔵の紹介文書は、視覚的に注意を引く高さとなっており、単に並べるのではなく、見易さ・読み易さに配慮すること。

オ　ディスプレイの裏面にもポスター等の掲出ができるように配慮すること。
　また、ディスプレイ前にチラシやパンフレットの配架やその他関係する展示品の配置に配慮すること。

カ　ディスプレイの転倒防止のため、固定措置を講じ、駅利用者に怪我のないように特段の配慮をすること。ただし、打込みは不可。

キ　当実行委員会より後日提供するロゴデータを使用すること。

ク　文字を記載する場合、ディスプレイのイメージとの整合性が保たれるように配慮すること。

ケ　使用する画像（イラストを含む）について、下記「６　著作権」を参照し、著作権の侵害が無いように注意すること。また、被写体が人物の画像を用いる場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

（２）その他

・ディスプレイに掲載する酒蔵１７蔵に係る情報は、発注者より受託者に提供する。

６　著作権

（１）納品された成果品の著作権（著作権法第２７条・第２８条に規定する権利を含む）は実行委員会に帰属する。また、成果品は、実行委員会が作成する各種情報提供媒体をはじめ、山形県及び当地域の自治体及び観光関係団体等が実施する観光プロモーション、行事イベント、旅行会社への販促等に随時無償で使用、複製及び二次利用ができるものとする。

（２）本件業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、実行委員会は責任を負わない。

（３）本件業務の実施においてタレント、キャラクター及び音楽等を起用する場合は、著作権の処理に留意すること。また、後年度以降（平成３０年度以降）経費が発生する場合、実行委員会は負担しないものとする。

７　成果品の定義及び成果品の納入場所、納入形態及び納入期限

（１）成 果 品：展示物一式

（２）納入場所：ＪＲ米沢駅西口 改札正面の出入り口のガラス面

（３）納入期限：平成２９年１１月１５日（水）

８　その他

（１）実行委員会と連絡を調整しながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。

（２）契約金額には、本委託業務遂行に係る全ての経費を含むものとする。ただし、撤去費用は含まないものとする。

（３）仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈による。